



弁護団だより ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

みんなして

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

No. 21 発行 2013年 10月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

埼玉のバス会社2社、賠償金を勝ち取る！

弁護士 鴨田 譲

埼玉に事業所を有するバス会社2社につき、ADR 手続を経て、東電から損害賠償を勝ち取る事ができましたのでご報告させていただきます。



(1) T 有限会社の事例

ゴルフ客の送迎バスを運行している T 有限会社 (T 社) は、埼玉県に本社があり、茨城と栃木のゴルフ場へのゴルフ客の送迎を行っていました。原発事故以降、ゴルフ客のキャンセルが相次ぎ、新規客の予約も激減したことから、風評被害を受けたとして社長が自ら東電に直接請求をしました。

しかし、東電は、中間指針を形式的にあてはめ、「観光業」は福島、茨城、栃木、群馬の4県が賠償の対象になり、「サービス業」は福島のみが賠償の対象となっているところ、ゴルフ場は観光業ではなくサービス業であるため賠償の対象とならず、一切賠償はできないという回答をしました。

風評被害による売上の減少は明らかであるのに直接請求では賠償がなされなかったことから、原発事故から1年間分の損害賠償を求めて昨年11月にADRの申立てを行いました。これに対し東電は、①ゴルフ場事業はサービス業であり観光業ではないから賠償しない、②本件では、原発だけでなく東日本大震災の影響が大きかったこと、震災によって消費者マインドが低下したためゴルフをやる人が少なくなったことなどもあるので賠償はしない、と主張してきました。

その後、東電はこちらの請求金額の約15%までは支払う旨の提案してきましたが、センターからは約90%の賠償を認める和解案が提示され、その後なかなか東電がこの和解案を飲まなかったものの、最終的にはセンター提示の金額、つまり、こちらの請求額の約90%が認められた形で今年9月に和解が成立しました。

(2) K 有限会社の事例

観光バス営業を行う K 有限会社 (K 社) は、埼玉県に事業所を置き、中国を中心とする外国人観光客や政府関係の訪問団を対象としていました。原発事故により、外国人観光客向けの観光バスの予約は全てキャンセルされたため、売上が大幅に減少しました。

K 社は、バスの予約をもっぱら口頭で行っていて、外国人の予約人数に関する証拠がなかったため、社長本人による直接請求では東電は賠償に応じませんでしたのでADR申立てをすることとしました。請求内容は、原発事故から3ヶ月弱の損害金でした。

問題であった外国人の予約人数に関する証拠は、K 社代表者が付けていたバスの運行手帳を頼りにしました。この手帳は、会社が保有する6台のバスが、どの日に、どこを走行したものかをつけているものでした。正確な予約人数の把握はこれでも不可能でしたが、6台のバスの定員数からおおよその予約人数を積み上げていきました。

第1回ADR期日(本年2月)では、東電からはこの運行手帳では予約人数が全く不明であるとの反論がなされましたが、その後2度のADR期日のやりとりを経て、本年7月にセンターから、

【最近の動き】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
10月16日 福島原発訴訟団、東京地検の不起訴に対し、検査審査会に不服申し立て	10月03日 集団訴訟説明会(二本松市) 10月04日 集団訴訟説明会(白河市) 10月08日 集団訴訟説明会(福島市) 10月09日 集団訴訟説明会(郡山市)
10月25日 政府、特定秘密保護法案閣議決定、原発情報も報道制限の恐れ	10月11日 集団訴訟説明会(会津若松市) 10月14日 弁護団一日合宿(東京) 10月17日 集団訴訟説明会(郡山市) 10月18日 弁護団会議(東京)
10月26日 原賠審、避難区域の慰謝料、避難指示解除後1年打ち切りで大筋合意	10月19日 集団訴訟説明会(南陽市) 10月19日 集団訴訟説明会(二本松市) 10月21日 集団訴訟説明会(浅川町) 10月26日 集団訴訟説明会(郡山市) 10月26日 集団訴訟説明会(南相馬市) 10月27日 集団訴訟説明会(相馬市) 10月27日 集団訴訟説明会(福島市) 10月29日 原告団弁護団合同会議(福島市)



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
Twitter ▣ @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)

※ 題字「みんなして」は、鴨田譲弁護士の筆によるものです。

和解案としてこちらの請求額のほぼ全額を認める賠償額が提示されました。

K社としては、これ以上の損害の具体的な立証が困難であることやこちらの請求内容を上回った和解案であることから和解を受け入れ、東電もこれを受諾し、平成25年8月に和解が成立しました。

T社の事例は、中間指針では原則的に認められない請求が認められた点で、K社の事例は、物的な証拠が乏しく立証困難な事例にもかかわらず請求が認められた点で意義のある和解結果だったと思います。しかし、両社ともに最初は社長が直接請求したにも関わらず1円も賠償をしないという態度を東電はとっていたのであり、このような態度は早急に改められるべきであると感じました。

全国の訴訟とも連携し、生業原告団の飛躍を



原告団長 中島 孝

「原発なくそう!九州玄海訴訟」弁護団の要請を頂き、佐賀地裁での第6回期日に参加して、福島在住の原告として意見陳述をさせていただきました。9月27日のことでした。

玄海訴訟の主張はこうです。福島の爆発事故により甚大な被害が実際に起きたことで、原発は安全ではなく、事故を起こし放射性物質を吐き出すものということが国民の前に明らかになったこと。そして、原発がある限り常に福島の悲惨を明日のわが身と思い、恐怖心を抱えながら生活せざるを得なくなったこと。このことは、原発の存在そのものが憲法13条の人格権と、憲法25条の生存権を侵害していることであり、従って国には操業を止めさせる責任があると訴えています。我が「生業訴訟」も「玄海」も、国が主導して原発を推進してきたこと、強力な規制権限が国にはあるという事実が源となっています。九州電力に対しても、前記の権利の侵害は明らかとして運転の差し止めを求めています。

裁判前日の26日に福岡市に着き、玄海弁護団が主催する学習会に参加しました。福岡市内の公共施設に、原告の方々80名ほどが集まり、7月15日の福島原発被災地視察に参加された八木弁護士が、そのとき撮った小高や浪江の写真を出しながら福島視察の報告を行いました。福島川俣の、少ない商品がさびしげに並ぶ野菜直売所の写真のあとに、地元福岡近郊の、賑々しく陳列された直売所を映し、「福島では、果物も野菜も、売れないのです。」と語って声を詰まらせました。参加者は、人気のない家並みの映像、諺戸漁協近く、セイタカアワダチソウの群生の中に眠る漁船の姿に、得体の知れない何かに触れたようでした。

裁判のあと、すぐ近くの県立美術館で報告集会が行われました。発言を求められ、私は「福島の事故を直視し、さまざまな困難を覚悟の上で6700人の方が立ち上げられた玄海訴訟原告団の皆さんに、福島生業訴訟の原告として心からの敬意を表させていただきたい」と訴え、「福島は皆さんの頑張りから勇気をいただいた。今後とも連帯を深めたい」と申し上げました。

九州や京都、全国の訴訟団と連携しながら、脱原発の大きなうねりを作り上げたいと思います。

第3回生業訴訟開廷日～福島地裁に集まろう!

弁護士 鈴木 雅貴

先日、南三陸町出身の方(A君)と知り合いになりました。A君は、僕と同年で、津波で家を流されるという被害にあったそうです。A君が、富岡町へと被災地見学に行き感じていたことを聞かせてくれました。南三陸町は、震災から2年以上経過し、ちょっとずつですが、復興に向けて歩みつつあるそうです。津波で線路は流されてしまいましたが、線路があったところは、かわりにバス専用道路となって、町民や観光客の足になっているそうです。海鮮丼がとっても美味しいから食べに来てくださいと誘われました。

A君は、富岡町を、時の流れが止まった町と言っていました。津波の被害をそのままに残し、セイタカアワダチ草が生い茂る町の光景に、震災直後の南三陸町を思い出して、辛かったと感想を述べていました。

A君の話聞いて、月日が経つほどに、原発事故被害の深刻さがはっきりとしてくるのに、時間が経過したという理由だけで、賠償の打ち切りを検討している政府と東電は、やっぱり被害の事実を見ていないと思いました。

さて、11月12日に第3回生業訴訟開廷日を迎えます。この間、法廷においては、原告の意見陳述を行い、被害の事実を裁判所に訴えてきましたが、市民へのアピールという法廷外での取り組みもとても大事です。この日は、新浜公園から福島地裁までデモ行進を行い、市民に対し、生業訴訟のアピール行動を行います。

また、9・10第2次追加提訴を行いました。原告団が約2000名になりましたので、次回の報告集会では、第1次原告第2次原告が一堂に会する重要な場となります。弁護団・原告団としては、次回報告集会を原告団総会に準ずるものとして位置付けたいと考えています。

原告・支援者の皆さまにおかれましては、11月12日のデモ行進・法廷傍聴・模擬法廷・報告集会にぜひご参加ください。

被害の事実を忘れさせないために、これからも大きな取り組みを展開していきましょう。

生業を返せ、地域を返せ!
福島原発訴訟原告団・弁護団
のお知らせ

第3回期日

11月12日

私たちは、福島県に核と原発能力を移すとして、3.11に9万人、9.11に約1300名で訴訟しました。11月12日は、3回目の期日になります。福島第一原発事故によってどのような被害を受けたか、事故当時と現在に比べて被害が拡大していません。福島第一原発事故による被害は増えて多岐にわたります。法廷でも原告が「復興地」として被害を訴えています。一人でも多くの市民と支援者のためにデモや法廷傍聴にご参加し、受けたい賠償と東電の責任を訴えたいと思います。

現在原告は約2000名です!
目指せ原告1万人!

目標は約2000名です!
目指せ原告1万人!

【開いぬむけ方】 新浜公園集合場所
〒960-8018 福島県福島市水戸町7-1-7 HP: <http://www.narivaaisoshu.jp/>
TEL: 024-534-5151 FAX: 024-534-0483 FB: <https://www.facebook.com/narivaaisoshu>

<11月12日当日のスケジュール>

- 12:00 新浜公園に集合!
- 12:15~ 新浜公園で決起集会
- 13:20~ 福島地裁に向かってデモ行進
- 14:00~? 福島地裁で傍聴券抽選
- 15:00~ 裁判傍聴(抽選で当たった方) or 音楽堂で模擬法廷
- 16:30~ 音楽堂で報告集会

COME ON!

